

平成23年度 新居浜市一般会計補正予算（第1号）

平成23年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,898千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,614,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成23年6月13日 提出

新居浜市長 佐々木 龍

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,083,218	△10,468	6,072,750
	2. 国庫補助金	689,379	△10,468	678,911
15. 県支出金		3,426,893	36,454	3,463,347
	2. 県補助金	1,637,137	37,731	1,674,868
	3. 委託金	320,817	△1,277	319,540
18. 繰入金		1,507,138	54,212	1,561,350
	1. 基金繰入金	1,507,138	54,212	1,561,350
20. 諸収入		1,721,080	1,200	1,722,280
	4. 雑入	585,267	1,200	586,467
21. 市債		4,132,200	18,500	4,150,700
	1. 市債	4,132,200	18,500	4,150,700
歳入合計		44,514,720	99,898	44,614,618

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		4,011,532	80,199	4,091,731
	1. 総務管理費	3,088,901	80,199	3,169,100
3. 民生費		17,482,331	24,186	17,506,517
	2. 児童福祉費	6,991,635	24,186	7,015,821
4. 衛生費		5,156,208	△8,871	5,147,337
	1. 保健衛生費	1,514,684	3,064	1,517,748
	3. 下水道費	1,731,613	△11,935	1,719,678
7. 商工費		2,448,829	10,310	2,459,139
	1. 商工費	2,448,829	10,310	2,459,139
8. 土木費		3,462,490	△7,719	3,454,771
	4. 港湾費	225,444	△27,719	197,725
	5. 都市計画費	1,727,926	20,000	1,747,926
10. 教育費		3,500,587	1,793	3,502,380
	1. 教育総務費	702,308	△1,176	701,132
	2. 小学校費	721,119	445	721,564
	4. 幼稚園費	107,296	1,064	108,360
	5. 社会教育費	528,907	1,460	530,367
歳 出 合 計		44,514,720	99,898	44,614,618

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

第2表 債務負担行為補正

追 加

千円

事 項	期 間	限 度 額
近代化産業遺産まちづくり推進費 (新居浜市別子銅山あかがねエッセイ募集事業)	平成23年度から平成24年度まで	650
駅 周 辺 整 備 事 業	平成23年度から平成24年度まで	10,500

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防 災 対 策 事 業	千円 2,300	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
都 市 公 園 整 備 事 業	9,000			
計	11,300	—	—	—

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾建設事業	千円 18,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	％ 年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 5,400	補正前に同じ	％ 補正前に同じ	補正前に同じ
地域活性化事業	18,000				37,800			
計	4,132,200	—	—	—	4,139,400	—	—	—